

第1号議案 鶴岡市地域公共交通活性化協議会規約の改正（案）  
について

1. 改正の趣旨

- 新規の参加団体があったため、これを改めるもの。

2. 改正内容

- ① 別表に、「山形県ハイヤー・タクシー協会」を追加する。

3. 新旧対照表

別紙のとおり

4. 施行年月日

令和3年12月21日

【新旧対照表】 鶴岡市地域公共交通活性化協議会規約の別表の改正(案)について

新(改正後)

別表

構成団体	備考	根拠条項
鶴岡市	交通計画を策定しようとする市町村	第6条2項1号
庄内交通㈱	関係する公共交通事業者等	第6条2項2号
(一社)山形県バス協会	〃	〃
(一社)山形県ハイヤー協会	〃	〃
(一社)山形県ハイヤー協会鶴岡支部	〃	〃
山形県交通運輸産業労働組合協議会	〃	〃
<u>山形県ハイヤー・タクシー協会</u>	<u>〃</u>	<u>〃</u>
国土交通省酒田河川国道事務所	区域内の道路管理者	〃
山形県庄内総合支庁道路計画課	〃	〃
鶴岡警察署	区域内の警察署	第6条2項3号
鶴岡市町内会連合会	利用者代表	〃
鶴岡市自治振興会連絡協議会	〃	〃
藤島町内会長連絡協議会	〃	〃
羽黒区長会	〃	〃
榊引区長会	〃	〃
朝日地域自治会連絡協議会	〃	〃
温海地域自治会長会	〃	〃
鶴岡市老人クラブ連合会	〃	〃
鶴岡市身体障害者福祉協会	〃	〃
鶴岡市農業協同組合女性部	〃	〃
出羽三山精進料理プロジェクト	〃	〃
東北運輸局山形運輸支局	その他当該市町村が必要と認める者	〃
山形県庄内総合支庁総務課連携支援室	〃	〃
鶴岡商工会議所	〃	〃

旧(改正前)

別表

構成団体	備考	根拠条項
鶴岡市	交通計画を策定しようとする市町村	第6条2項1号
庄内交通㈱	関係する公共交通事業者等	第6条2項2号
(一社)山形県バス協会	〃	〃
(一社)山形県ハイヤー協会	〃	〃
(一社)山形県ハイヤー協会鶴岡支部	〃	〃
山形県交通運輸産業労働組合協議会	〃	〃
国土交通省酒田河川国道事務所	区域内の道路管理者	〃
山形県庄内総合支庁道路計画課	〃	〃
鶴岡警察署	区域内の警察署	第6条2項3号
鶴岡市町内会連合会	利用者代表	〃
鶴岡市自治振興会連絡協議会	〃	〃
藤島町内会長連絡協議会	〃	〃
羽黒区長会	〃	〃
榊引区長会	〃	〃
朝日地域自治会連絡協議会	〃	〃
温海地域自治会長会	〃	〃
鶴岡市老人クラブ連合会	〃	〃
鶴岡市身体障害者福祉協会	〃	〃
鶴岡市農業協同組合女性部	〃	〃
出羽三山精進料理プロジェクト	〃	〃
東北運輸局山形運輸支局	その他当該市町村が必要と認める者	〃
山形県庄内総合支庁総務課連携支援室	〃	〃
鶴岡商工会議所	〃	〃